



三 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量當量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百分率を乗じて得た値、第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

4 前項の規定により輸送指數を決定する場合において、当該決定に用いられる値が○・○五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を○とすることができる。

第一項の臨界安全指數は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を○とすることができる。

一 核分裂性輸送物（次号に規定するものを除く。）にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（外運搬規則第十一條第二号ニ又は本で定める輸送制限個数のうちいかずかさい値とする。）で五十を除して得た値

二 外運搬規則第十一条に基づき原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物にあつては、告示で定める値

三 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され又は包装されている核分裂性輸送物について前二号による値を合計して得た値

四 核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値

（標識又は表示）

第九条 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。ただし、「L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）については、この限りでない。」

<p>六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク</p> <p>七 核分裂性輸送物又は核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装され、付されているオーバーパック並びに核分裂標識に隣接性輸送物が収納されているコンテナ又はタンク</p> <p>八 次に掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておかなければならぬ。</p> <p>一 すべての核燃料輸送物 荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該核燃料物質等に係る告示で定める国連番号</p> <p>二 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）当該核燃料物質等の告示で定める品名</p> <p>三 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量</p> <p>四 外運搬規則第三条第一項第二号に定めるA型輸送物「A型」の文字又は「TYPE A」の文字</p> <p>五 外運搬規則第三条第一項第三号に定めるB型輸送物（以下「B型輸送物」という。）「B型」の文字又は「TYPE B(M)」の文字</p> <p>六 外運搬規則第三条第一項第三号に定めるB型輸送物（以下「B型輸送物」という。）「B型」の文字又は「TYPE B(U)」の文字</p> <p>七 外運搬規則第八条に定めるIP-1型輸送物「IP-1型」の文字又は「TYPE IP-1」の文字</p> <p>八 外運搬規則第九条に定めるIP-2型輸送物「IP-2型」の文字又是「TYPE IP-2」の文字</p> <p>九 外運搬規則第十条に定めるIP-3型輸送物「IP-3型」の文字又是「TYPE IP-3」の文字</p> <p>十 第四号から前号まで（第七号を除く。）に掲げる核燃料輸送物 当該輸送容器の告示で定める識別記号</p> <p>十一 次に掲げるオーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておかなければならぬ。</p>	<p>2 前各号による面の四箇所に、四側面又はタンクの表面の四箇所に、</p> <p>3 コンテナの表面の四箇所に、</p>
---	--

一 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック「オーバーパック」の文字又は「OVERPACK」の文字

二 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の核燃料輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該核燃料物質等に係る告示で定める国連番号

三 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の核燃料輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）当該核燃料物質等の告示で定める品名

4 B型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

5 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第七項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

6 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十九条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を付すことを要しない。

7 核燃料輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で定める品名の核燃料物質等のうち、同一品名のもの（以下「同一核燃料物質等」という。）のみが当該核燃料輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。

るものは、積載してはならない。ただし、専用積載（両車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十八条第十項及び第十三項において同じ。）で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

二 该分類包装物が又内蔵して、る場合にあ

核燃料輸送物等を積載する場合において、一  
核分裂性輸送物が収納されていける場合においては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該コンテナが、当該コンテナに収納されていない輸送物、オーバーパック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合には、当該核分裂性輸送物の臨界安全指指数の合計が百を超えないこと。

の車両（二以上の自動車が連結されている場合）にあつては、当該二以上の自動車。以下同じ。）に積載する輸送物（オーバーパンクに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパンク（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指數の合計及び臨界安全指數の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつて

は、当該核分裂性輸送物の臨界安全指數の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両に積載されていない輸送物、才バーパック及びこれらの中ものが収納されているコンテナから常に六メートル以上離隔される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指數の合計が百を超えないこと。

5 外運搬規則第三条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載する施行規則第十八条の三第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-1型輸送物及びIP-3型輸送物並びに外運搬規則第三条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物(以下「IP型輸送物等」といふ。)に収納されている汚染物等(施行規則第十八条の三第二項に定める低比放射性同位元素及び表面汚染物並びに外運搬規則第三条第二項に定める低比放射性物質及び表面汚染物をいう。第十八条第十一項において同じ。)の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

(車両に係る線量当量率等)

第十二条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一 車両の表面(車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面) 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 車両の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時

核燃料輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物(以下「放射性物質等」という。)による当該車両の表面の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようしなければならない。

(車両に係る標識)

第十三条 核燃料輸送物等(上型輸送物等を除く。)以下の条、次条、第十五条及び第十六条

3 において同じ）を積載した車両には、  
新設軌道及び索道があつては、両側面に限る（告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、  
新設軌道及び索道があつては、両側面に限る）の見やすい箇所に付さなければならぬ。ただし、第九条第五項に定めるコンテナ標識（同条第六項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。  
2 核燃料輸送物等であつて、同一核燃料物質等のみが収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第九条第六項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合には、この限りでない。

併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色灯を付け、それを点灯しなければならない。

**第十三条** 核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第六条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。  
核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車

両は、核燃料輸送物等又は放射性同位元素等の車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第三条に規定する放射性輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

**第十四条** 核燃料輸送物等（L型輸送物等）にあつては、当該L型輸送物等に收納されている核燃料物質等に收納されている核燃料物質であるものに限る。）を運搬する場合には、核燃料輸送物の種類、量、取扱方法、特定核燃料物質の防護のためには、必要な措置その他の運搬に關し留意すべき事項を定めることとする。

**第十五条** 核燃料輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。  
(交替運転者等)

**第十六条** 核燃料輸送物等(特定核燃料輸送物等を除く)を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車(道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。)する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコントローラ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。  
(同乗制限)

**第十六条の二** 第九条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる核燃料輸送物等を運搬する場合には、当該核燃料輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させではなくならない。  
(放射線防護計画)

**第十六条の三** 原子力事業者等(法第五十七条の八に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。)及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるよう、放射線の線量の測定方法その他の告示で定める事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。  
(教育及び訓練)

**第十六条の四** 原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、運搬に従事する者に対し、核燃料輸送物等の取扱い方法その他の告示で定める事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならぬ。  
(B M型輸送物の運搬に係る措置)

**第十七条** B M型輸送物又はB M型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線防護計画を携行しなければならない。







